

飯山市水道水源保全条例施行規則

平成 30 年 3 月 29 日飯山市規則第 4 号

(趣旨)

第1条 この規則は、飯山市水道水源保全条例（平成 30 年飯山市条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(影響調査)

第2条 条例第 10 条第 1 項の規定による影響調査は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 地下水を採取しようとする地点（以下「採取地点」という。）の周辺の井戸、湧水等の分布及び利用状況を調査し、調査する井戸等を選定すること。
 - (2) 段階揚水試験（揚水量を段階的に変化させ、各段階における地下水の水位を測定する試験をいう。）を実施して採取地点の井戸の水位、水質等の変化を観測すること。また、採取地点の井戸の水位に著しい影響が生ずる揚水量を把握するよう努めること。
 - (3) 連続揚水試験（一定の水量を連続して揚水し、揚水を開始してからの経過時間に応じた地下水の水位を測定する試験をいう。以下同じ。）及び回復試験（連続揚水試験終了後、揚水を停止してからの経過時間に応じた地下水の水位を測定する試験をいう。以下同じ。）を実施して、採取地点及び周辺の井戸等の水位、湧水量、水質等の変化を観測すること。
- 2 地下水の採取開始から 1 年間は、周辺の井戸等の水位、湧水量、水質等への影響を監視・観測し、その期間経過後、速やかに報告書を提出すること。

(地下水採取許可申請等の様式)

第3条 条例第 8 条第 1 項に規定する許可申請は、地下水採取許可申請書（様式第 1 号）によるものとする。

- 2 条例第 11 条に規定する許可・不許可通知は、地下水採取許可通知書（様式第 2 号）及び地下水採取不許可通知書（様式第 3 号）によるものとする。
- 3 条例第 12 条に規定する届出は、井戸完成届出書（様式第 4 号）によるものとする。
- 4 条例第 13 条及び第 14 条第 1 項に規定する届出は、地下水採取届出書（様式第 5 号）によるものとする。
- 5 条例第 15 条に規定する届出は、地下水採取変更届出書（様式第 6 号）によるものとする。
- 6 条例第 16 条第 3 項に規定する届出は、地下水採取者地位承継届出書（様式第 7 号）によるものとする。
- 7 条例第 17 条第 2 項に規定する届出は、井戸廃止届出書（様式第 8 号）によるものとする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

(様式第1号) (第3条関係)

年 月 日

飯山市長様

住 所

申請者

氏 名

印

電話番号

(法人にあっては、その住所、名称及び代表者の氏名)

地下水採取許可申請書

飯山市水道水源保全条例第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

地下 水 の 用 途			
地下 水 の 利 用 計 画			
井戸ストレーナーの位置	①上限	m	下限 m
	②上限	m	下限 m
揚 水 機 の 種 類 ・ 能 力			吐出口径 mm
			断面積 cm ²
			能 力 kw
掘削深度（井戸の深さ）	m		
一日平均採取量（見込み）	m ³		
掘削場所の土地所有者	住所		
	氏名 電話番号		
地下 水 の 利 用 者 ※申請者と利用者が異なる場合	住所		
	氏名 電話番号		
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">地下水の採取場所が確認できる図面井戸の構造図掘削場所の土地所有者の同意書 ※申請者と土地所有者が異なる場合申請者と利用者の関係等を表す書類 ※申請者と地下水の利用者が異なる場合利用施設の排水処理方法及び施設等の図面		

(様式第2号) (第3条関係)

年 月 日

申請者

様

飯山市長

地下水採取許可通知書

飯山市水道水源保全条例第8条第1項の規定により提出のあった 年 月 日付
による地下水採取許可申請は、次のとおり許可します。

許可番号			
地下水の用途			
地下水の利用計画			
井戸ストレーナーの位置	①上限	m	下限 m
	②上限	m	下限 m
揚水機の種類・能力		吐出口径	mm
		断面積	cm ²
		能力	kw
掘削深度(井戸の深さ)	m		
一日平均採取量(見込み)	m ³		
水量測定器接地の有無			
掘削場所の土地所有者	住所		
	氏名	電話番号	
地下水の利用者 ※申請者と利用者が異なる場合	住所		
	氏名	電話番号	

(様式第3号) (第3条関係)

年 月 日

申請者

様

飯山市長

地下水採取不許可通知書

飯山市水道水源保全条例第8条第1項の規定により提出のあった 年 月 日付
による地下水採取許可申請は、次のとおり不許可とします。

記

不許可理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、飯山市長に対して審査請求することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができないになります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、飯山市を被告として（訴訟において飯山市を代表する者は、飯山市長となります。）提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(様式第4号) (第3条関係)

年 月 日

飯山市長様

住 所
申請者

氏 名
電話番号

印

(法人にあっては、その住所、名称及び代表者の氏名)

井戸完成届出書

飯山市水道水源保全条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号	※地下水採取許可通知書でご確認ください。	
井戸の設置場所		
地下水の用途		
掘削深度(井戸の深さ)	m	
一日平均採取量(見込み)	m ³	
水量測定器設置 (設置の場合にはその種類を記載してください)	設置・未設置 ※どちらか一方を○で囲んでください。	
	種類	
掘削場所の土地所有者	住所	
	氏名	電話番号
地下水の利用者 ※申請者と利用者が異なる場合	住所	
	氏名	電話番号
添付書類	1 井戸の完成図面 2 水量測定器の設置が確認できる写真・書類等 3 地下水採取許可通知書の写し	

(様式第5号) (第3条関係)

年 月 日

飯山市長様

住 所
申請者

氏 名
電話番号

印

(法人にあっては、その住所、名称及び代表者の氏名)

地下水採取届出書

飯山市水道水源保全条例第13条(第14条第1項)の規定により、次のとおり届け出ます。

井戸の設置場所	
地下水採取開始年月日	年 月 日 (予定)
添付書類	1 施設の揚水系統図 2 井戸の構造図(柱状図) 3 地下水採取施設調書(別紙)

(別紙)

地下水採取施設（変更）調書

	設備 1		設備 2	
	現 況	変更後	現 況	変更後
① 井 戸 の 形 状				
側管の口径 (mm)				
ストレーナーの位置 (地表面下m)				
深 度 (m)				
② 揚 水 機 の 形 状				
種 類				
型 式				
揚水能力 (m ³ /分)				
揚 程 (m)				
原動機の出力 (kw)				
吐出口の口径 (mm)				
吐出口の断面積 (cm ²)				
③ 揚 水 設 備 の 使 用 方 法				
年 間 使 用 日 数				
運転時間 (時間/日)				
揚 水 量 (m ³ / 日)				
用途別使用量 (m ³ /日)				

(様式第6号) (第3条関係)

年 月 日

飯山市長様

住 所

申請者

氏 名

印

電話番号

(法人にあっては、その住所、名称及び代表者の氏名)

地下水採取変更届出書

飯山市水道水源保全条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号		※地下水採取許可通知書でご確認ください。	
変更年月日		年月日	
変更事項		変更前	変更後
添付書類		1 変更後の施設の揚水系統図 2 変更後の井戸の構造図(柱状図) 3 変更後の地下水採取施設調書(別紙)	

(様式第7号) (第3条関係)

年 月 日

飯山市長様

住 所

申請者

氏 名

印

電話番号

(法人にあっては、その住所、名称及び代表者の氏名)

地下水採取者地位承継届出書

飯山市水道水源保全条例第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号		※地下水採取許可通知書でご確認ください。				
承継理由		1.譲渡 2.借受 3.相続 4.贈与 5.合併 6.その他(具体的に)				
地下水採取者	承継前		承継後			
	氏名					
	住所					
電話番号						

(様式第8号) (第3条関係)

年 月 日

飯山市長様

住 所
申請者

氏 名
電話番号

印

(法人にあっては、その住所、名称及び代表者の氏名)

井戸廃止届出書

飯山市水道水源保全条例第17条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号	※地下水採取許可通知書でご確認ください。
井戸の設置場所	
井戸の深さ	
井戸廃止年月日	年 月 日
廃止理由	
廃止後の処置の方法	<p>(1) 井戸埋戻し (2) 井戸ケーシング切断、溶接密閉 (3) 井戸立上り部分1m以上フランジサイドで切断し、 閉止フランジ密閉 (4) その他</p> <p>[]</p>